

写

令和5年第12回総会
会議録

期 日 令和5年11月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第12回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年11月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	37	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	38	農地法第3条許可申請について
4	39	農地法第4条許可申請について
5	40	農地法第5条許可申請について
6	41	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
11月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 5 年第 12 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。12 番俵積田正康委員、13 番有村委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 5 6 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 50 号から 58 号までの合意解約は、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 4 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 8 名で解約面積は畑が 11 筆 11,820 m² 合計 11 筆 11,820 m² です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 50 号から 58 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 6 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号 35 号の申請地は、

国見町〇〇番、畑、791 m²

国見町〇〇番〇, 畑, 578 m²

国見町〇〇番〇, 畑, 910 m²

国見町〇〇番〇, 畑, 560 m²

国見町〇〇番, 畑, 1,244 m²です。

合計 4,083 m²です。

譲渡人は, 〇〇〇〇さん, 無職, 83 歳, 国見町にお住まいです。

譲受人は, 〇〇〇〇さん, 農業, 50 歳, 国見町にお住まいです。

譲渡事由は, 贈与, 譲受人の受贈ということであります。

申請地については 4 ページに掲載してあります。

申請地国見町〇〇番は新屋敷鐵工より南南西側約〇〇mに位置します。

国見町〇〇番〇, 〇〇番〇, 〇〇番〇は新屋敷鐵工より西側約〇〇mに位置します。

国見町〇〇番は新屋敷鐵工より西側約〇〇mに位置します。

整理番号 3 6 号の申請地は,

大塚西町〇〇番, 畑, 357 m²です。

譲渡人は, 〇〇〇〇さん, 獣医, 75 歳, 大塚中町にお住まいです。

譲受人は, 〇〇〇〇さん, 農業, 74 歳, 大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は, 相手方の要望, 譲受人の規模拡大ということであります。

申請地については 6 ページに掲載してあります。

申請地大塚西町〇〇番は立神中学校より西側約〇〇mに位置します。

整理番号 3 5 ~ 3 6 号においては, いずれも, 調査書にあるとおり, 農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず, また, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上, 説明を終わります。

議長 次に, 調査員から, 現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 3 5 号について, 中原委員をお願いします。

1 1 番 (中原委員) 整理番号 3 5 号について報告いたします。

1 1 月 9 日に譲受人の父である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人の〇〇〇〇さんより申し出があり, 無償譲渡されるものです。

譲受人は, 中原集落に居住し甘藷を栽培しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の国見町〇〇番は東側が茶畑, 西側が道, 南側が市道, 北側が畑となっています。

国見町〇〇番〇は東側が畑と宅地, 西側が畑, 南側が畑と宅地, 北側が譲受人の畑となっています。

国見町〇〇番〇は東側が宅地, 西側が市道, 南側が畑, 北側が遊休農地となっています。

国見町〇〇番〇は東側がカヤ畑、西側が市道、南側が茶畑、北側が畑となっています。

国見町〇〇番はショウガ畑で東側が茶畑、西側が道、南側がショウガ畑、北側は譲受人が耕作する畑となっています。

取得後は、継続して甘藷栽培を行うことから、問題のない申請ではないかと思われるます。

以上報告を終わります。

議長 整理番号36号について、白澤敦行委員お願いします。

14番（白澤敦行委員）整理番号36号について報告いたします。

11月10日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。譲受人は大塚中町に居住する認定農業者です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地である大塚西町〇〇番の土地は、5～6年前から譲受人がキクを栽培しています。北側は市道、西側、東側は畑、南側は譲受人が取得予定の農地であり、これは先月の総会において既に承認されております。

権利取得後は、南側の土地と一体としてこれまで同様にキクの栽培を行うことから、農作業の効率化も図り易くなり、問題のない申請ではないかと思われるます。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号35号並びに36号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

整理番号17号の申請地は岩崎町〇〇番、畑、834㎡、岩崎町〇〇番、畑、411㎡、合計1,245㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は岩崎町〇〇番が一般住宅・車庫兼集会所、岩崎町〇〇番が駐車場です。

申請事由は、「現在借家住まいであるが、申請地を買い受け、一般住宅、車庫兼集会所、駐車場として利用するため。」とのこと。

申請地は、11 ページに掲載してあります。

潟山公民館より北東側約〇〇mに位置します。

申請地は第1種農地と判断されますが、申請地より概ね50mの接続距離で岩崎集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからず、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的と農地の区分は問題ないものと考えます。

計画面積は岩崎町〇〇番が834㎡ですが、北、南、東側に崖地高低差があり、建物を一定距離離して建築しなければならず、建築不可面積が380.92㎡で、利用できる面積は453.08㎡となり問題のないものと思われま。

建物の高さは居宅が6.1mの2階建て、車庫兼集会所が3.7mの平屋建て、農地より7.6m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号17号について、眞茅委員をお願いします。

8番（眞茅委員）整理番号17号について報告をします

11月17日、俵積田農業委員、有村推進委員、事務局の新屋敷さんと、〇〇行政書士法律事務所の立会のもと現地調査をしました。

申請地は、事務局の説明の通りです。

岩崎〇〇番の現況としましては、北側と西側は道路、南側は今回申請のありました岩崎町〇〇番、東側の登記地目は畑ですが現況地目は山林です。

岩崎町〇〇番については、面積834㎡ですが、四方とも高低差があり、有効面積は453㎡であります。排水については西側の側溝に流すとの事でした。

そして、岩崎町〇〇番の北側は今回申請のありました岩崎町〇〇番、西側は道路、南側は畑、東側の登記地目は畑ですが現況地目は山林です。

南側は段差のある農地の為に、東側に集水桝を設けて、自然沈下する予定との事でしたので、南側の畑に雨水が流れ込まないように、現在ある擁壁の上にブロックの積み増しをするとの事でした。

現在、隣接地に耕作された畑はなく、その他被害防除計画、資金調達計画も適正であり、また、近隣への周知も済ませたとの事でやむを得ない申請ではないかと思いま。

以上報告を終わります

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（畑野委員）集会所ということになっていますが、これはなんの集会所でしょうか。

8 番（眞茅委員）現在青年会議所の役をしていて、月一回集会をする予定だと報告を受けております。

5 番（畑野委員）段差がけっこうありますけど、入口がこう、駐車場の入口もこうなんか高低差があるみたいで、今日朝来るときに確認したんですけど。

8 番（眞茅委員）現在その状態のまま入口としてここはいじらないということだったので、擁壁と地面が同じくらいの高さだったので、下の方に雨水が流れる。そして、排水としては道路の方が高いですから、どこにも水の逃げ道がないということで東側の方に集水柵を設けて、そこで自然沈下ということですよ。

5 番（畑野委員）はい、わかりました。

議長 他にありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 7 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 8 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第 5 号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 5 号議案第 5 9 号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1 の利用権設定関係ですが、10、11 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 5 0 号から 1 6 0 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん他 10 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 19 名で設定面積は、田が 2 筆 910 m²、畑が 21 筆 19,971 m²、樹園地が 35 筆 45,877 m²、合計 58 筆で 66,758 m²です。

次に 3 の所有権移転関係が 1 件です。12 ページをご覧ください。

整理番号 6 号、譲渡人は大塚南町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は大塚中町にお住まいの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は 1 a 当たり 11 万円で移転する土地は 1 筆で面積は 547 m²です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号150号から161号まで、所有権移転の整理番号6号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第59号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 3 5 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天 達 範 隆

会議録署名委員 俵積田 正 康

会議録署名委員 有 村 貞 雄